

定期監査の結果の公表について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査の結果について、同条第9項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

令和元年10月30日

八尾市監査委員	田中清
同	八百康子
同	小湊雅子
同	五百井真二
同	畑中一成

記

1 定期監査

成法中学校、志紀中学校、桂中学校、高美中学校
山本小学校、大正小学校、曙川小学校、南山本小学校、永畑小学校、高美南小学校、
西山本小学校
南高安幼稚園

2 監査の結果

別紙のとおり

3 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072-924-3896（直通）

4 その他

監査結果については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

八尾市長 山本桂右様
八尾市議会議長 越智妙子様
八尾市教育長 中山晶子様

八尾市監査委員 田中清
同 八百康子
同 小湊雅子
同 五百井真二
同 畑中一成

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

記

1 監査の実施期間

平成31年4月26日から令和元年9月26日まで

2 監査の対象部局課

学校園 成法中学校、志紀中学校、桂中学校、高美中学校
山本小学校、大正小学校、曙川小学校、南山本小学校、永畑小学校、
高美南小学校、西山本小学校
南高安幼稚園

3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 財務事務等
監査の範囲 平成30年度の事務事業

4 監査の目的及び着眼点

財務事務等が関係法令に従って適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、監査調書及び関係書類を審査するとともに、各学校長、幼稚園長及び関係職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。

5 監査の結果

各学校園の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、次の指摘事項のとおり、改善、注意又は検討を要するものなどが見受けられた。改善等を要するものについては措置を講じ、今後はこれらに十分留意し、適正な事務の執行に努められたい。なお、改善等を要する事項について措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

なお、議会選出の監査委員については、平成31年4月30日以前は越智妙子、重松恵美子の両氏が監査を執行したことを申し添える。

1 市受託事業に係る事務について

八尾市学校体育施設開放事業については、学校体育施設開放運営委員会が実施主体であり、各小中学校が事務局として事業の会計事務を担っている。事業実績報告書が事業終了後に提出されているものの、立替金の精算が長期間されていなかったものや業者への支払が遅れていたものが見受けられたので適正な事務処理に改めること。

2 学校徴収金に係る事務について

学校徴収金は、学校の教育活動上必要となる費用のうち、受益者負担の考え方にに基づき学校が統一的に処理するため保護者から徴収するものであり、その取扱いについては八尾市学校徴収金等取扱要綱を定めて事務が執行されている。同要綱に定められている監査委員の選任及び校内会計監査が実施されていなかったため、適正な事務処理に改めること。

3 切手の管理について

切手使用簿を作成せずに管理していたため、年間の使用量及び残高の確認が行われておらず、保有数と残高が合致していなかったものが見受けられた。切手は現金と同様であるため、保有状況を再確認し適正に管理すること。

4 防火管理業務について

人事異動に伴う防火管理者の解任及び後任の選任について、消防法に基づく消防長への届出がされていないものが見受けられたので、速やかに届出を行うこと。

5 理科準備室における実験用薬品の管理について

鍵の所在が不明のため、長期間にわたり施錠されたままになっている薬品庫が見受けられたので、速やかに開錠し、実験用薬品の管理を適切に行うこと。

6 備品の管理について

備品台帳から抽出し現品と照合したところ、備品シールが貼付されていないものや廃棄手続がされていないものが見受けられたので、備品全般について現品との照合確認を行うとともに不要備品の整理も含めて備品台帳の整備を図り、適切に管理すること。